令和７年第２回

八千代市議会定例会議案

八　千　代　市

目　　次

議案第１号　八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について　１頁

議案第２号　八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について　７頁

議案第３号　八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について　８頁

議案第４号　令和７年度八千代市一般会計補正予算（第１号）　１０頁

議案第５号　専決処分の承認を求めることについて（八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）　１１頁

議案第６号　契約の締結について（南部近隣公園整備工事）　１３頁

議案第７号　財産の取得について（災害対応特殊高規格救急自動車）　１４頁

議案第８号　財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ｉ－Ｂ・１５００Ｌ水槽付）　１５頁

議案第９号　財産の取得について（消防救急デジタル無線設備）　１６頁

議案第10号　財産の取得について（支援車（Ⅲ型））　１７頁

議案第11号　路線の変更について　１８頁

議案第12号　路線の認定について　１９頁

議案第13号　教育委員会委員の任命について　２０頁

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　２１頁

諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　２２頁

議案第１号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和２９年八千代市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は」の次に「，公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに，公示事項が記載された書面を」を加え，「掲示して行う」を「掲示し，又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「，扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「，法第３１４条の２第４項」に改め，「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え，同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加

える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）」を加え，同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１０条の３第１４項を同条第１５項とし，同条第１３項を同条第１４項とし，同条第１２項の次に次の１項を加える。

１３　市長は，法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については，前項の申告書の提出がなかった場合においても，マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ，かつ，当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは，前項の規定にかかわらず，同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい，第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は，同条第３項の規定にかかわらず，当分の間，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルタ

ーその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し，同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち，次に掲げるものについては，同号ただし書の規定は，適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第２２条の２中「，第３４項」を削り，「第４５項」を「第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

⑴　第３４条の２，第３６条の２第１項ただし書，第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

⑵　附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第５条の規定　令和８年４月１日

⑶　第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は，前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し，同日前にした公示送達については，なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は，令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和７年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については，同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは，「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３６条の３の２第１項の規定は，附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し，１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の八千代市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出

した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については，なお従前の例による。

４　新条例第３６条の３の３第１項の規定は，１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し，１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は，令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和６年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条　次項に定めるものを除き，附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については，なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に，八千代市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は，同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず，次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　八千代市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第６条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和６年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第２号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成２４年八千代市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１１号及び第４条第８号中「第３４条第１項」を「第３７条第１項」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第３号

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市空家等の適切な管理に関する条例（平成２６年八千代市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「空家等の」を「空家等及び法定外空家等の」に改める。

第２条中「この」を「前項に規定するもののほか，この」に改め，同条を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

この条例において「法定外空家等」とは，市の区域内に存する長屋（２以上の住戸を有する一の建築物であって，隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間で内部での往来ができない完全に分離された構造を有するもののうち，廊下，階段等の共用部分を有しないものをいう。）の住戸又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし，国又は地方公共団体が所有し，又は管理するものを除く。

第８条を第１３条とする。

第７条中「空家等の」を「空家等又は法定外空家等の」に，「又は」を「若しくは」に改め，「関する情報」の次に「又は第６条の規定により得た情報その他の法定外空家等に関する情報」を加え，同条を第１２条とし，第６条を第１１条とし，第５条を第１０条とする。

第４条第１項中「空家等」の次に「又は法定外空家等」を加え，同条第２項及び第３項中「空家等」の次に「又は当該法定外空家等」を加え，同条を第９

条とし，同条の前に次の３条を加える。

（法定外空家等の調査）

第６条　市長は，法定外空家等の所在及び法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

（法定外空家等の情報の提供の求め）

第７条　市長は，この条例の施行のために必要があるときは，関係する地方公共団地の長，法定外空家等に工作物を設置している者その他の者に対して，法定外空家等の所有者等の把握に関して必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進）

第８条　市長は，所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため，法定外空家等の所有者等に対し，情報の提供，助言その他必要な援助をすることができる。

第３条中「空家等」の次に「又は法定外空家等」を加え，同条を第５条とし，第２条の次に次の２条を加える。

（市の責務）

第３条　市は，この条例の目的を達成するため，空家等又は法定外空家等の適切な管理の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

（所有者等の責務）

第４条　空家等又は法定外空家等の所有者等は，当該空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適切な管理に努めるとともに，市が実施する空家等又は法定外空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

法定外空家等を対象として追加するため，条例を改正いたしたい。

議案第４号　令和７年度八千代市一般会計補正予算（第１号）

議案第５号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め，次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年３月３１日専決

八千代市長　服　部　友　則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和２９年八千代市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め，同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号エを同号オとし，同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号ウを同号エとし，同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので，総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては，原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に，「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カー

ドをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め，同項第５号中「の番号，交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号，運転免許の年月日，運転免許証又は免許情報記録の」に改め，同条中第５項を第６項とし，第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において，免許情報記録個人番号カードを提示したときは，当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は，令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和６年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い，専決処分したので，承認を求めたい。

議案第６号

契約の締結について

市は，次の契約を締結する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　契　約　事　項　　南部近隣公園整備工事

２　契　約　方　法　　一般競争入札

３　契　約　金　額　　２５５，２００，０００円

４　契約の相手方　　八千代市八千代台西八丁目１１番４号

株式会社船越組

代表取締役　船　越　文　徳

提案理由

南部近隣公園整備工事について，株式会社船越組と契約を締結いたしたい。

議案第７号

財産の取得について

市は，次の財産を取得する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　財 産 の 種 類　　災害対応特殊高規格救急自動車

２　取　得　方　法　　一般競争入札

３　取　得　金　額　　４０，４８０，０００円

４　取得の相手方　　八千代市ゆりのき台七丁目２３番地１

千葉トヨタ自動車株式会社　八千代ゆりのき店

店長　小　池　太　郎

提案理由

災害対応特殊高規格救急自動車を，千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得いたしたい。

議案第８号

財産の取得について

市は，次の財産を取得する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１	財産の種類	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ｉ－Ｂ・１５００Ｌ水槽付）
２	取得方法	一般競争入札
３	取得金額	８０，３００，０００円
４	取得の相手方	東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階 株式会社モリタ　東京支店 支店長　山　北　忠　司

提案理由

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ｉ－Ｂ・１５００Ｌ水槽付）を，株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第９号

財産の取得について

市は，次の財産を取得する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　財 産 の 種 類　　消防救急デジタル無線設備

２　取　得　方　法　　一般競争入札

３　取　得　金　額　　６５，７２０，６００円

４　取得の相手方　　我孫子市本町三丁目４番３３号

三峰無線株式会社　東関東支店

支店長　折　原　秀　夫

提案理由

消防救急デジタル無線設備を，三峰無線株式会社東関東支店から取得いたしたい。

議案第１０号

財産の取得について

市は，次の財産を取得する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　財 産 の 種 類　　支援車（Ⅲ型）

２　取　得　方　法　　一般競争入札

３　取　得　金　額　　７２，０５０，０００円

４　取得の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階

株式会社モリタ　東京支店

支店長　山　北　忠　司

提案理由

支援車（Ⅲ型）を，株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第１１号

路線の変更について

市は，次の路線を変更する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　変更前

整理番号	路線名	起点（地番地先）	終点（地番地先）	重要な経過地（地番地先）	備考
400525	大和田新田489号線	大和田新田字八幡後1089番40	大和田新田字八幡後1089番108		

２　変更後

整理番号	路線名	起点（地番地先）	終点（地番地先）	重要な経過地（地番地先）	備考
400525	大和田新田489号線	大和田新田字八幡後1089番40	大和田新田字八幡後1090番76		

提案理由

開発行為に伴い，既存市道の路線を延伸する必要があるため，路線の終点を変更いたしたい。

議案第１２号

路線の認定について

市は，次の路線を市道に認定する。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

整理番号	路線名	起点（地番地先）	終点（地番地先）	重要な経過地（地番地先）	備考
110123	八千代台西 126号線	八千代台西四丁目 442番77	八千代台西四丁目 442番50		
220136	大和田新田 494号線	大和田新田字新木戸前 65番42	大和田新田字新木戸前 65番59		
300578	萱田町 85号線	萱田町字萱田道 806番地27	萱田町字萱田道 797番地6		
300579	萱田町 86号線	萱田町字萱田道 806番地27	萱田町字萱田道 797番地15		
300580	萱田 114号線	萱田字西堀 748番12	萱田字西堀 748番10		
400530	歩行者道 67号線	大和田新田字八幡後 1090番76	大和田新田字八幡後 1089番30		
400531	緑が丘西 144号線	緑が丘西五丁目 20番36	緑が丘西五丁目 20番28		
700586	上高野 210号線	上高野字谷津 913番13	上高野字谷津 916番16		
700587	上高野 211号線	上高野字谷津 916番20	上高野字谷津 916番16		

提案理由

開発行為等により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第１３号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので，議会の同意を求める。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

氏　　名　　川　嶋　一　永

住　　所　　千葉県八千代市村上

提案理由

令和７年７月６日付けで任期満了となることに伴い，次期教育委員会委員を任命いたしたい。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので，議会の意見を求める。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

氏　　名　　菊　川　秀　明

住　　所　　千葉県八千代市村上

諮問第２号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので，議会の意見を求める。

令和７年６月１１日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

氏　　名　　西　村　　健

住　　所　　千葉県八千代市大和田新田